

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第二編 産業報国会運動

## 第一章 産業報国会運動の発足

## 第一節 産報運動の芽ばえ

すでに一九三三年六月、「日本主義」を主張する日本産業労働倶楽部が、創立声明書のなかで、「我等は日本労働者たるの自覚に基き、労働運動の基綱を国家的信念の上に置き国家存立の尊厳に対しては確固たる認識を保ち、産業立国を第一義とせるものでなければならぬ」と述べている。さらに、かれらは「労働報国」の標語を掲げて、「この標語こそは吾々労働者が産業人として深く胆に銘じて実践しなければならない」とし、「労働者は労働に依って国家に報ずる此の大精神に依って相俱に此の一大国民運動に参加されんことを」と訴えた。このような思想は、産報運動の一つの原型とすることができる(菊川忠雄「産業報国読本」一九四一年刊など参照)。

ところで、一九三七年一月二日一〇日には、愛知県工場課長荒川又市が中心となって立案した「時局対策労資整調案」が同県警察部案として発表された。この案は、さらに一九三八年二月、「労資整調組織案」(警察部公案)に発展したが、ちょうど後述する協調会の「労資関係調整方策」が公表されたので、実施にいたらなかった。しかし、日本の代表的な重工業地帯である名古屋の資本家の見解も、あるていど反映した文書であり、産報運動の具体的な先駆形態として、留意すべきであろう。

## 愛知県警察部「労資整調組織案」

## 一、組織の目的

時局に対する事業主及び労務者の認識を深くし、特に事変に於ける各自の職責を完ふせしめ以て産業報国の誠を致さしむるに在り。

## 二、組織の指標

産業は個人の利益の為に存するものに非ずして、国家・民族発展の為に存すべきことを厳粛に認識せざる可からず。而も斯かる道義の基礎の上に立脚するときは、労資は自ら此の目的の為に各自の持場を通じ、共同参与すべき権利と義務とを有することを識るに至るべし。産業協力・労資一体の原則は正に斯かる見地より理解せらるべきものとす。特に現下の非常時局に際会し、日本国民たるものは如何なる部門に在るを問はず、「挙国一致」「堅忍持久」の精神を以て艱難を克服せざる可からざるに当り、吾人は平時の労資一体の理想を實踐に移して、時艱克服に邁進し、愈々皇運扶翼の誠を致すべき責務を有することを自覚し此の方策を実行せんとす。

## 三、組織の基本要件

- 1 完全なる労資一体精神の把握に基くこと(単なる個人的利益の妥協を目的とするものに非ずして国家・民族の発展を基調とする以上必然に「産業道の確立と労働道の体得」を前提とするものなること)。
- 2 労資関係が日本民族の現地位及び其使命達成の線に添ふものなること。
- 3 日本に於ける労働法(労働正義)発展の線に沿ふものなること。

4 愛知県の客観的条件に適応すべきこと。

#### 四、組織の方法(略)

#### 五、組織の活動方針概観

1 本案の実行に必要な団体として「時局対策労資懇談会」を結成し、之に適當なる方策を研究し又は官庁側の方針の内示を受けたる事項を検討し、更にブレイントラストたる「産業協力実践委員会」に於て適當なる実践方策を樹立して之を各工場懇談会に移牒す。

2 各工場懇談会は上部組織との有機的關係下に於て活動すると同時に、各々独自の立場より産業協力の方策案を作成し、工場内の実行案となすこと。

3 各工場懇談会は常に民族的目標下に於て活動するものなること。

4 労働紛争は第一次的に(原則として)工場懇談会に於て防止する様努力せしめ、若し之に於て抑制し能はざる場合は、更に少数の委員を選び、「紛争防止工場委員会」を結成し官庁側を入れて二次的に解決策を懇談せしむ。而も抑制不可能なるときは、第三次的たる「労資紛争特別委員会」に持込み解決すること。

5 労働問題研究会は軍、官、工場側の自由懇談会とし必要により他の団体と連絡して指導的役割を果すこと。

#### 六、工場懇談会の組織に於ける参考事項(略)

#### 七、各団体の組織内容及び役割

##### 1 時局対策労資整調懇談会

(一)組織 商工会議所、工業研究会、中産聯、工場会、協調会、県工場課、特高課、社会教育課、職業課、其他学識経験ある者。

(二)役割 労資整調運動の直接関係団体とし、隨時会合を開きて左の如き産業協力の為め必要なる事柄の懇談をなす。

(イ)労資事情の交換及び官庁側との連絡。(ロ)産業協力方策の研究。(ハ)各工場懇談会の目標決定。(ニ)労働紛争防止に就いての懇談。(ホ)時局問題の懇談。

##### 2 産業協力実践委員会

(一)組織 労務管理者、学識経験ある者及び官吏を以て組織す。

(二)役割 本案の実行に必要な方策を研究創案し、或は各工場懇談会との交渉に当る等の専門的会合たらしめ常時開催する。

##### 3 工場懇談会

(一)組織 各工場内に於て事業主、労務者双方より数名宛の代表者を出さしめて組織す(要求に依りて官庁側を参加せしむる)。組織方法は各工場の自主的態度に一任する事。

(二)役割 懇談会の運用は原則として各工場に一任さるるも、本運動の基本組織たる立場より尠く共左の項目を実行すること。

(イ)産業協力方策の研究の懇談。(ロ)労務者訓練方法の樹立。(ハ)時局問題懇談。

(ニ)双方よりの注意希望の開陳。(ホ)紛争未然防止の為めの懇談。

4 (以下略)

八、組織に於て実行すべき当面の問題(実行要項及び実行項目)

1 国体に基く労資一体観念の徹底

(イ)時局克服対策としての労資整調思想の徹底。(ロ)生産力の維持拡張の為めの共同犠牲精神の昂揚。(ハ)小我を捨て大我に就く精神の体现。

2 労働紛争防止案

(イ)時局対策工場懇談会の結成、活動(別記略)

3 労働時間の合理化

(イ)労働時間の限度に対する正しき理解(別記略)。(ロ)休日休憩の合理化(別記略)。(ハ)休暇制度。(ニ)交替制其他勤務方法の合理化。

4 休養方策の確立

(イ)就業時間の延長に伴う休養方法の実施。(ロ)栄養方策。(ハ)予防衛生制度確立。

5 物価騰貴其他より来る生活圧迫の緩和救済

(イ)賃銀及び手当問題。(ロ)食堂問題。(ハ)医科設備(主として治療)。(ニ)共済組合。

6 災害防止施設の強化(略)

7 職工養成訓練方策

(イ)職工養成、訓練に就ての自覚。(ロ)未成年工の待遇方法。(ハ)青年学校其他の社会教育。(ニ)特殊訓練に就て。

8 工場体育(略)

9 応召労務者待遇方策の樹立(略)

10 帰休労務者待遇方策(略)

11 労務者に対する方策

(一)国体の尊厳と産業協力精神の体得(略)

(二)時局認識と戦時体制下に於ける生産の意義(略)

(三)労務者道德の昂揚(略)

(四)生活刷新(略)

(五)労務者の銃後活動(略)

ちょうど同じころ、警視庁調停課においても研究がすすめられ、一九三八年二月、「意思疎通施設の代表的形式」と称する通牒を各事業場に発した。その内容は、つぎのとおりである。左の文書は、じっさいに通牒されたという意味で注目をひく。

#### 一、名称

意思疎通施設は一般に労働委員会又は工場委員会と称へらるるも實際上存在する名称は茶話会、懇談会、協議会研究会、委員会等なり。

#### 二、組織

イ、委員の選出 事業主及び課長其の他の幹部数名なり。労働者側委員は労働者側の互選による(一元制)ものと労働者の互選に依る委員に更に労働組合の幹部を加へたるもの(二元制)とあり。

ロ、委員数 事業主側は事業主及び課長其の他の幹部数名なり。労働者側は工場の状態によって異なるも、大工場に在りては数十名に上るものあるも普通五名乃至十名位

なり。

ハ、議長の選出方法 議長は何れも事業主側に於て之を占有す。

### 三、議事の範囲

労資間の一切の問題に亘るを適当とす。

### 四、会議度数

毎月一回位を適当とするも少く共三、四回開催するを要す。

### 五、議事様式

議事制と懇談制とあるも普通懇談制を採用す。議事制とは議案を票決に問ふもの、懇談制とは懇談事項とし単に懇談的に意見を交換し票決せざるもの。

### 六、議事の採否及び実行

議事が懇談に止まるものは懇談事項を事業主に於て労働側の希望実現に努力す。議事を多数決とする場合は事業主が更に採択するか又は満場一致可決の場合にのみ実行する。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---